

令和7年第7回  
朝霞市農業委員会総会議事録

令和7年6月25日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第7回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和7年6月25日（水） 午後3時00分から午後3時33分まで	
開催場所	中央公民館・コミュニティセンター 1階 集会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和7年第7回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和7年第7回朝霞市農業委員会総会

令和7年6月25日（水）

午後3時00分から

午後3時33分まで

中央公民館・コミュニティセンター

1階 集会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

8番 野島 淳 委員      9番 渡邊 忠 委員

3 提出議案

議案第22号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第23号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

議案第24号 農業の用に供した旨の証明願について

議案第25号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

議案第26号 朝霞市農業委員会職員的人事について

4 諸報告

（1）報告第6号 会長専決について

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	高木	清
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	抜井	嘉市
委	員	高野	政江
委	員	高橋	秀明

欠席委員（1人）

委	員	須田	哲也
---	---	----	----

事務局

事	務	局	局	長	大瀧	一彦	
事	務	局	局	次	長	佐藤	たかみ
事	務	局	専	門	員	村山	雅一
事	務	局	主	任	根古谷	哲	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第7回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第7回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。梅雨の期間中に入っております、蒸し暑かったり、雨が多いのは仕方がないのですが、先週などは35度位まで気温が上がって救急搬送された方も多数いたようでございます。農業はどうしても天候に左右されるということで、やれるときにやるっていうことがあるかと思うんですけど、できるだけ身体の負担がないように朝夕の涼しいときに屋外での作業をやっていただければと思いますので、くれぐれもご注意ください作業に取り組んでください。

それでは、本日も提出議案が4議案ございますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしく願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

はじめに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

8番 野島 淳委員と9番 渡邊 忠委員のお二人をお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。



り、降雨時に土砂が流出してしまっているため、コンクリート製の土留めを設置することとし、敷地内に鉄板を敷いて重機等を置くため、今回の許可申請に至ったとのことです。

農地法第4条第6項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、申請地内での作業となるため、被害防除は適当であると考えます。

この申請内容が完了すれば、土砂の流出は全くなくなるものと思われま

す。申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。内間木支所から朝霞第五中学校方面に250メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第22号につきまして、何かご質問がございますか。

( なし、の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第22号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第23号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。



買取り申出事由が生じた日 令和6年11月15日

証明を必要とする理由 生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、千田 理恵子委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第23号1番につきまして、富岡 勇一委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○富岡委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、6月22日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請人及び買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由、買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明事項として、死亡した者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかですが、生前、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしていました。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。三原5丁目交差点を出発して志木方面に向かい、150メートル程進んだら右折します。その後、約100メートル進むと突き当たりに申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第23号1番につきまして、何かご質問がございますか。

( なし、の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第23号1番につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、議案第23号2番につきまして、千田 理恵子委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○千田委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、6月19日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請人及び買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由、買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明事項として、死亡した者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかですが、生前、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしていました。

申請地の位置ですが、7ページをご覧ください。宝蔵寺交差点を出発して志木方面に向かい、150メートル程進んで左手に朝霞グリーンテニスクラブ跡地を過ぎたら左折します。その後、約30メートル進むと突き当たりに申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第23号2番につきまして、何かご質問がございますか。

( なし の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



調査の結果、当該農地については、自己の農地として耕作していることを確認しました。

今後も引き続き耕作していくとのことですので、証明書の交付をすべきものと考えます。

申請地の位置ですが、10ページをご覧ください。内間木支所から内間木公民館方面に120メートル程進んだら左折し、新河岸川方面に約240メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第24号につきまして、何かご質問がございますか。

( なし、の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、農業の用に供した旨を証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第24号につきましては、農業の用に供した旨を証明することと決しました。

次に、議案第25号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。

それでは事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

○佐藤局次長

それでは、12ページをご覧ください。

議案第25号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

令和7年6月25日提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

本議案につきましては、「農業委員会等に関する法律」第37条で定める「情報の公表」に基づくものとなります。

その中で、農業委員会の事務の実施状況等について毎年度、活動計画を作成し、翌年の6月頃にその活動に対する点検・評価を行い、公表するものとなっています。

本日の総会において審議後、埼玉県さいたま農林振興センターの確認を受けた後、市ホームページに掲載することとしております。

それでは、資料についてご説明いたします。

令和6年度の点検・評価でございますが、13ページをご覧ください。1 農業委員会の状況として、令和6年4月1日現在の状況を記載しております。

続いて、14ページからⅡ最適化活動の実施状況についての実績及び点検・評価結果となっております。

1 最適化活動の成果目標については（1）農地の集積、（2）遊休農地の発生防止・解消（3）新規参入の促進、についてそれぞれ点検評価をしております。

続いて16ページ、2 最適化活動の活動目標については、最適化活動強化月間における実績や新たに農業経営を営もうとする者の参入促進など農業委員会の活動実施状況を記載しています。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○高橋会長

それでは、議案第25号について、意見等がございますか。

（ なし、の声 ）

ご意見がないようですので、議案第25号については、原案のとおり決するという事で、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし。」の声あり ）

それでは、議案第25号につきましては、原案のとおり決しました。

ここで追加の議案がございます。

議案第26号「朝霞市農業委員会職員の人事について」を議題といたします。  
それでは、事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

○根古谷主任

それでは追加で配布した議案をご覧ください。

議案第26号 朝霞市農業委員会職員の人事について

令和7年6月25日提出。

令和7年7月1日付けで、次のとおり農業委員会事務局職員を任免する。

芦田 磨哉 農業委員会事務局職員を命ずる

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

では、議案第26号につきまして、何か質問はございますか。

(「なし」の声)

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

本件を議案どおりに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、議案第26号を議案どおりと決定いたします。

次に、諸報告を行います。報告第6号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、7月25日(金)午後3時からです。場所は、市役所別館2階 全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第7回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

8番 野島 淳 委員

9番 渡邊 忠 委員

令和7年7月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員